

①公費解体制度：全額公費負担

令和6年能登半島地震により被災した家屋などを、所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって、解体および撤去を行う制度です。

■対象 「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など
(被災した家屋、家屋と一体的な小屋、納屋など、中小企業の建物)

- 撤去するものは、倒壊のおそれがある、または壊れた家屋などで、それ以外の塀、擁壁、樹木などは対象外です。ただし、対象外の塀、擁壁、樹木、カーポートなどであっても、撤去工事の支障となるものについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。
- 被災建築物の一部のみの撤去はできません。（原則、被災建築物の全体が、撤去の対象となります。）
- 被災家屋などと接続している上下水道管などについては、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。

②費用償還制度：町が決定した補助額

被災した人自身で、すでに解体・撤去を実施済みの人、これから解体工事を発注する人を対象に、解体・撤去に要した費用を償還する制度です。

■対象 「り災証明書」で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋など
(被災した家屋、家屋と一体的な小屋、納屋など、中小企業の建物)

■事前にご確認いただきたい内容

- 町の基準により算定した金額と申請者が解体業者に支払った金額のいずれか低い方の額をお支払い（償還）します。そのため、費用の全額が償還とならない場合がありますのでご了承ください。
- 対象となるのは、被災した家屋などの一棟全体を解体した場合となります。（一棟のうちの一部を解体したものは対象になりません。）
- 不当に高額な費用を請求する業者にはご注意ください。数社から見積書をとって判断するか、信頼のおける業者に頼むなど、業者選定には十分気をつけてください。

〈申請に必要な書類〉

- 解体工事前、解体工事中、解体工事後の状況がわかる写真（できるだけ多くの写真）
- 解体工事に係る契約書、見積書（内訳書）、請求書、領収書
- 事業者が発行する解体工事に係るマニフェスト伝票（E票）[※]の写しなど

※「マニフェスト伝票（E票）」とは、複数綴りの伝票の最後の1枚で、排出した産業廃棄物が最終処理されたことを確認することができる伝票です。

	メリット	デメリット
1.公費解体制度	・一時的にも費用負担は発生しません	・解体作業までに時間を要します
2.費用償還制度	・早く解体作業を実施出来ます	・一時的な費用負担が発生します ・全額償還されない場合があります ・費用が償還されるまでに時間を要します

本制度の利用を希望する場合は、事前に申し込みが必要です。
受付開始の案内があるまでお待ちください。

【燃えるごみ・資源ごみ：家庭ごみ】 通常どおり収集しています。（ごみカレンダー通り）

※ごみ処理券（シール）を貼っていない場合でも収集します。

※袋詰めした尿（おしっこ）は収集することができませんので、排出する際は、凝固剤などで固めてから排出してください。液体のものが混入すると、通常のごみも収集できなくなりますので、ご協力をお願いします。

【燃えないごみ】 富来地域は2月12日(月)休から、志賀地域は2月19日(月)から再開します。

※収集に支障をきたすため、災害により発生したごみは、ごみステーションではなく仮置場へ持ち込んでください。

【粗大ごみ】 収集を休止中。

【リサイクルセンターへの自己搬入】 設備の故障により休止中。復旧後、再開予定です。

※災害ごみは、仮置場へ持ち込んでください。

【災害ごみ仮置場】

地震で使えなくなった家財などに限り、仮置場へ持ち込めます。

場所：富来野球場駐車場（八幡寅 -49） 1/17(水)～

旧志賀中学校グラウンド（堀松 6-8-2） 1/29(月)～

時間：9:00～16:00 ※12:00～13:00は受入休止

※仮置場では誘導員に従い、指定場所に降ろしてください。

※受付で「災害ごみ持ち込み届出書」を記入してください。

※搬入は2tダンプまでの車両をお願いします。

※持ち込む際は、事前に**分別**をお願いします。

※降雪などの天候状況により中止する場合があります。

※トラックなどの車両で運ぶときは、シートやネットで覆いロープで固定し、落下や飛散の防止をお願いします。

【持ち込みできるごみ】

- 可燃粗大ごみ（プラスチック家具・木製家具）
- 可燃粗大ごみ（畳・布団・じゅうたん）
- 木くず
- 金属くず
- 小型家電
- ガラス・陶磁器くず
- コンクリート
- 瓦
- 壁材スレート
- 家電リサイクル



富来野球場駐車場



旧志賀中学校グラウンド

【持ち込みできないごみ】

- 可燃ごみ
 - 資源ごみ（容器包装プラスチック、ペットボトル）
- ※上記2つは、通常のごみ収集日にごみステーションへ。
- 志賀町以外で発生したごみ
 - 危険なものなど（消火器・ガスボンベ、灯油、農薬、タイヤ、魚網、ロープなど）
 - 産業廃棄物

※仮置場で下ろす順番が異なります。詳しくはチラシや町ホームページを確認してください。

⚠️ 災害ごみは焼却しないでください

災害ごみの焼却により、火災の発生、延焼が危惧されます。野焼きは、法律で禁止されています。災害ごみは燃やさず、災害ごみ仮置場への持ち込みにご協力ください。

火災・救急・救助は119番！

☎ 志賀消防署 ☎ 32-1776 ☎ 富来分署 ☎ 42-1211

富来野球場駐車場（八幡寅 -49）



旧志賀中学校グラウンド（堀松 6-8-2）





1

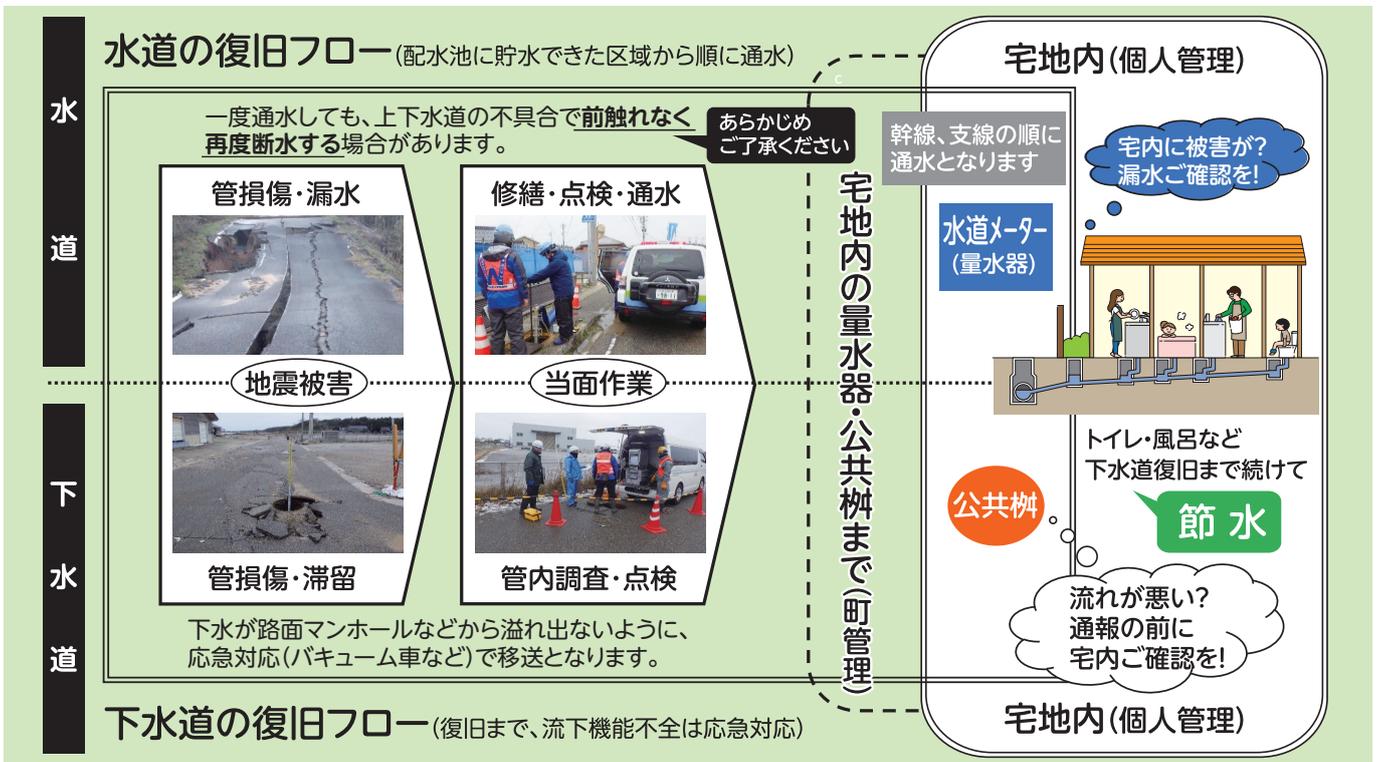


2

現在、水道施設の復旧作業を進めていますが、道路状況や水道の施設管路などの被害箇所も多く、長期の断水となり、町民の皆さまには不安と不便をおかけしております。先般、石川県が発表した、被害の大きい6市町の「水道復旧時期の見通し」で示されたように、本町では、2月末（一部は3月末）を目途に復旧を目指しています。

通水可能な地域から幹線、支線の順に漏水調査を進めながら作業を実施しています。特に震源に近く被害の大きいと思われる富来地域では、主要施設である七海配水池の復旧に時間を要しましたが、現在は修繕を終え、通水地域を順次拡大し、復旧作業を進めています。

1. 七海配水池への管路道路の被災状況
2. 七海配水池の水道管被災状況



■水道・下水道料金の特別減免

今回の地震による上下水道料金については、道路状況や建物の崩壊などにより検針ができなかったことから、能登半島地震に伴う皆さまの負担を軽減するため、以下のとおり減免対応とします。

■減免内容 全ての使用者（個人、事業者全ての人を対象）

- ①水道料金・下水道料金の基本料金および超過料金の全額免除
1月請求分（12月使用分）～3月請求分（2月使用分）の3カ月
ただし、地区単位で復旧が遅れる場合は延長する場合があります。
- ②開閉栓手数料の免除
(水道開始、一時休止にかかる手数料)
ただし、3月受付分までです。
※閉栓（一時休止）の手続きは電話のみでも受付します。



減免

※今回使用料を免除することとしたため、これまでの宅内に漏水があった場合における漏水減免制度については対象となりません。使用を開始する場合は漏水がないか確認し、漏水がある場合は修理した後に使用を開始してください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■断水地域での留意事項

《 通水作業区域 》 ※メール、LINEなどで当日の作業区域をお知らせします。

通水作業が可能となった地域から漏水調査のために作業員が順次試験通水を行います。作業区域では、通水完了案内（チラシ）があるまで蛇口から水が出る場合でも使用しないでください。

《 通水作業完了後 》 ※チラシ投函 { 内容：水道の通水が完了し、水道止水栓（元栓）を閉めました

通水後は、**生活用水としての使用は可能ですが、飲用は避けてください。**飲料水として使用できるようになりましたら、メールやLINE、志賀町ケーブルテレビ、給水所でも掲示してお知らせします。

(注意)

1. 通水した後、なるべく外の蛇口でしばらく水を出した後、宅内の地震などによる漏水がないか全ての蛇口などを閉め、メーターを確認してください。漏水していたら、志賀町指定給水装置工事業者などへ修理を依頼してください。また、トイレ・風呂など通常使用すると下水道管の損傷により、汚水が道路にあふれたり、宅内に逆流しますので、できる限り回数を減らしたり、お風呂を避けてシャワー程度にするなど節水にご協力ください。
2. 宅内への通水時に温水器やエコキュート機器を使用する人は、各機器の取扱説明書を確認ください。
3. 一度通水しても、上下水道の不具合で前触れなく再度断水する場合があります。あらかじめご了承ください。



漏水を見つけたら、速やかにメーターボックス内にある止水栓を時計回りに回して止水してください。



漏水



節水

■給水所設置場所 (12箇所)

(1月31日現在)

【給水所：3箇所】 (9:00～18:00)

- ①志賀町文化ホール
(役場本庁舎前交差点から於古川橋までは通行止め)
- ②能登中核工業団地コミュニティ施設
- ③富来活性化センター

【無人給水所：9箇所】 (常時開設)

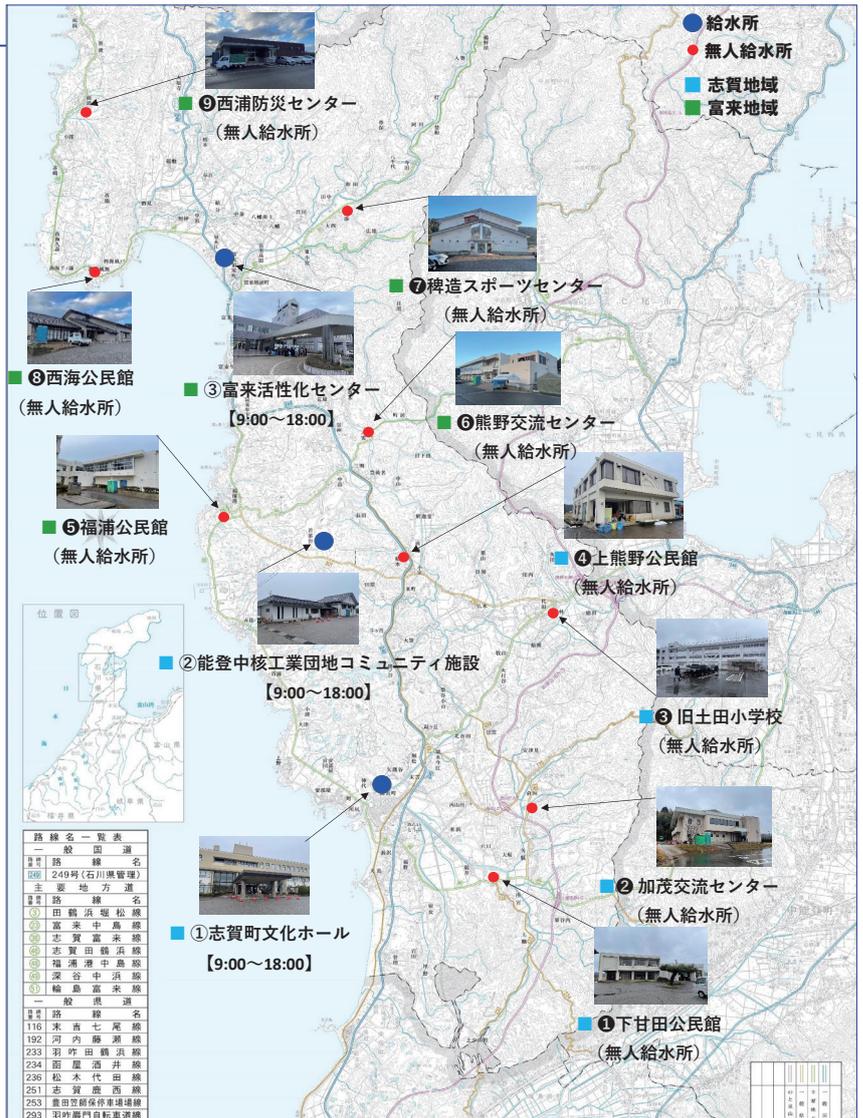
- ①下甘田公民館
- ②加茂交流センター (旧加茂小体育館)
- ③旧土田小学校
- ④上熊野公民館
- ⑤福浦公民館
- ⑥熊野交流センター
- ⑦稗造スポーツセンター
- ⑧西海公民館
- ⑨西浦防災センター



給水所最新情報

※給水パックやポリ容器などを持参し、給水してください。

※給水タンクの水がなくなり次第終了し、翌日以降に補給します。



路線名一覧表	
一般国道	
116	末吉七尾線
192	河内藤瀬線
233	羽咋田鶴浜線
234	富来中島線
236	松木代田線
251	志賀鹿西線
253	豊田宮前停車場線
293	羽咋瀬戸自転車道線